

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

群馬コープ観光株式会社は、運輸安全マネジメントの導入に伴い、社長以下全社員が一丸となって、輸送の安全を確保するために次のとおり取り組みます。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1)弊社にとって、輸送の安全の確保は事業の根幹であることを深く認識し、安全管理規定を定め、安全の確保を最優先にした事業をおこないます。
- (2)弊社は、輸送の安全に関する計画の策定(P l a n)、実行(D o)、点検(C h e c k)、改善(A c t)のP D C A サイクルを確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

2 輸送の安全に関する重点施策

- (1)輸送の安全確保が最も重要である意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守します。
- (2)輸送の安全に関する必要な費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3)輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要に応じて、改善措置を講じます。
- (4)輸送の安全に関する必要な情報を全社員が共有できるよう、連絡体制の確立をはかります。
- (5)輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施します。
- (6)無事故者を対象に表彰制度を導入し、事故防止に努めます。

3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数(重大事故)

2023年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の重大事故は0件です。

4 行政処分の公表

処分を受けていません。

5 2023年度 輸送の安全に関する目標の達成状況

社長以下全社員が安全意識を向上させ、お客様に安全、安心な運行を提供できるよう、事故撲滅を目指します。

- ・「自動車事故報告規則」に定める事故ゼロ・・・達成
- ・人身・物損(有責)事故ゼロ・・・未達(物損2件)
- ・健康起因事故ゼロ・・・達成
- ・飲酒運転の撲滅・・・達成
- ・クレームゼロ・・・達成

6 2024年度 輸送の安全に関する目標

- ・「自動車事故報告規則」に定める事故ゼロ
- ・人身・物損（有責）事故ゼロ
- ・健康起因事故ゼロ
- ・飲酒運転の撲滅
- ・クレームゼロ

7 運行管理者及び整備管理者に関する情報

運行管理者 3名 運行管理補助者 7名 整備管理者 3名 整備管理補助者 7名

8 輸送の安全に関する計画また輸送の安全に関する教育及び研修の計画

【別紙①】のとおりです。

9 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

【別紙②】のとおりです。

10 事故、災害等に関する報告連絡体制

【別紙③】のとおりです。

11 安全管理規程

【別紙④】のとおりです。

12 輸送の安全に関する内部監査の結果と改善措置

実施日：令和6年3月20日から3月31日

改善措置：今回の監査では、直ちに重大な問題となる事項はないと判断しました。

13 安全管理統括管理者

安全統括管理者 常務取締役

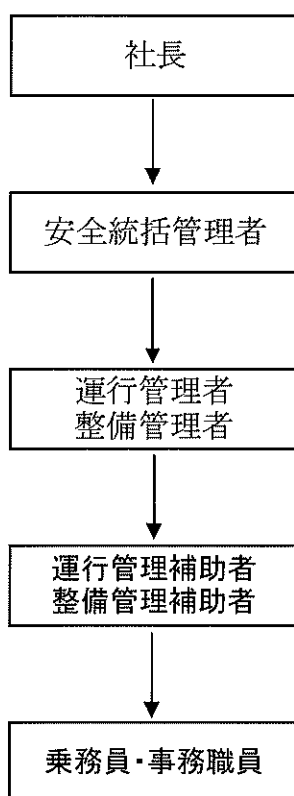
【別紙①】

2024年度 年間教育計画

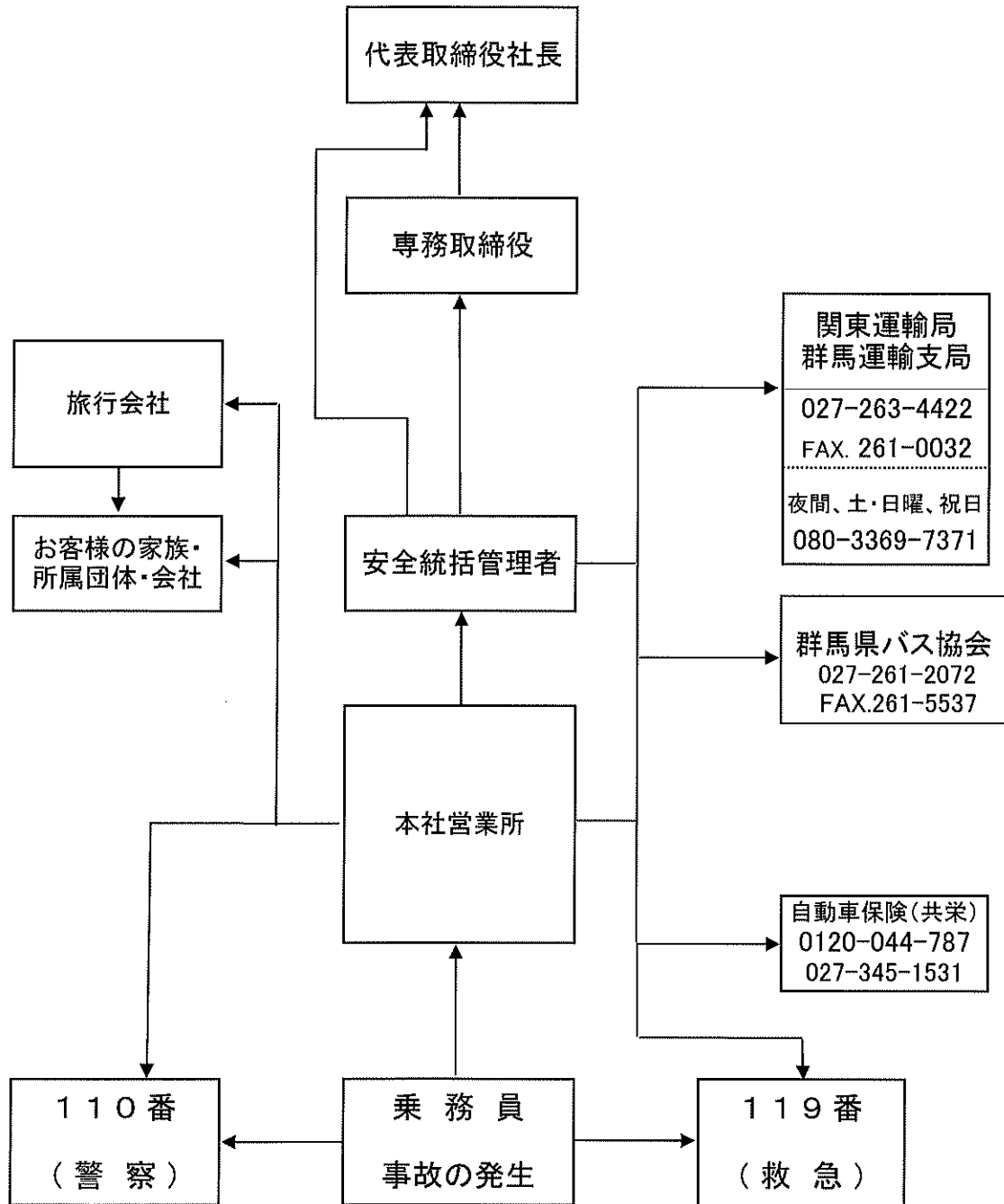
実施月	教育内容
4月～6月	春の全国交通安全運動について
	バスを運転する心構えについて
	バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきことについて
	バスの構造上の特性について
	心肺蘇生方法の手順とAEDの使用方法について
7月～8月	夏の県民交通安全運動について
	乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項について
	乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項について
9月	秋の全国交通安全運動指導について
	運行路線・経路における道路及び交通状況について
10月～12月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法について
	運転者の運転特性に応じた安全運転について
	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法について
	タイヤチェーンの取り付け方について
	冬の県民交通安全運動について
	年末年始輸送の安全総点検について
1月～3月	健康管理の重要性について
	安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法について
	ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等について
	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転について
	2024年度の無事故者表彰
	2025年度の安全目標について
個別	適性診断受診後において受診結果に基づき安全運転の指導
	健康診断を基に生活習慣や乗務中の心構えを指導

【別紙②】

輸送の安全に関する組織体制・指揮命令系統の組織図



事故・災害等の緊急連絡体制



【別紙④】

群馬コープ観光株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 常務取締役は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、業務部内を統括し、指導監督を行う。
 - 3 業務部長は、常務取締役の命を受け、輸送の安全の確保に関し、課内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

情報の記録及び保存方法

項 目	記録方法		保存期間
	電子媒体	紙媒体	
輸送の安全に関する会議議事録		○	3 年間
報告連絡体制・事故災害等の報告		○	3 年間
安全統括管理者の指示		○	3 年間
内部監査の結果		○	3 年間
経営トップに報告した措置		○	3 年間